

南丹家畜衛生情報 (鳥インフルエンザ 関連情報No. 47) 令和7年12月24日発行

亀岡市で高病原性鳥インフルエンザが発生し、移動制限区域が設定されています。

このお知らせは、移動制限区域内の養鶏場に立ち入る可能性のある関係者の方に送付しています。

養鶏場に立ち入る場合は、以下のことを必ず行ってください。

- ①農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ②感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- ③複数の農場を経由して配送又は集荷を行わないこと。
- ④配送・移動経路を記録し、保存すること。

獣医師の方は、以下のことを必ず行ってください。

- ①携行する器具及び薬品は最小限とすること。
- ②農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ③消毒または廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- ④車両の農場の敷地内への乗り入れを自粛すること。
- ⑤移動経路を記録し、保存すること。

消毒ポイントを設置しています。

移動制限区域、搬出制限区域境界には消毒ポイントを設置しています。移動制限区域、搬出制限区域内に出入りする際は、必ず消毒ポイントで車両を消毒してください。